平成２９年（フ）第１２３３号
大阪市東淀川区豊里５丁目16番６―102号
債務者　栗巣　涼香
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第８２号
千葉県富津市二間塚315番地１
破産者　有限会社山芳工業
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第８３号
千葉県君津市中野880番地６
破産者　山下　勝美
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第７１０号
神奈川県平塚市公所384番地の１、商業登記簿上の本店所在地神奈川県平塚市袖ケ浜６番16号
破産者　有限会社すがや
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１５７号
沖縄県沖縄市知花１丁目19番９号
破産者　株式会社居ーむん屋
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第５９０号
埼玉県入間市大字上藤沢285番地18
破産者　株式会社ＵＡＳ
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５５８号
神奈川県平塚市公所398番地の６
破産者　有限会社高栄美装
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２７４号
和歌山市西浜891番地の１
破産者　三立商事株式会社
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第８３１号
広島市西区南観音５丁目５番17―202号
破産者　株式会社日匠設計
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止の取消決定確定等

平成２９年（ソラ）第３００３号（原審名古屋地方裁判所平成２８年（フ）第１０００号）
愛知県豊明市阿野町西ノ海戸７番地１
破産者　前田　茂樹
上記破産事件について、下記２のとおり取消決定が確定したので、併せて３の事項を定める。
1　主文　原決定主文（破産廃止決定）を取り消す。
2　決定確定日　平成29年３月24日
3　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月29日午前10時35分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２８年（フ）第１９３６号
札幌市白石区中央３条３丁目５番33号
破産者　有限会社八百屋夢屋
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６３２号
埼玉県入間郡三芳町上富505番地、商業登記簿上の本店所在地東京都東久留米市南沢１丁目１番10号
破産者　出羽工業株式会社
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０３９５号
東京都港区西新橋１―７―13　ナンサ虎ノ門ビル　３Ｆ４Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区三番町24番地
破産者　キッズコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７５１号
東京都港区西新橋１丁目14番９号
破産者　株式会社海外移住旅行社
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９５５号
福島県いわき市久之浜町末続字塩民79番地
破産者　株式会社武蔵建設
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２６号
神奈川県厚木市金田279番地
破産者　有限会社ショーリン印刷
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１２０号
（最後の住所）兵庫県西宮市弓場町54―１
オーセント打出602号
破産者　亡坪谷達郎相続財産
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４４号
神戸市中央区山本通２丁目４番24号、登記簿上の本店所在地神戸市北区筑紫が丘６丁目６番地の10
破産者　ライフ株式会社
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２４３号
埼玉県所沢市小手指南４丁目25番地の５、前住所埼玉県所沢市松が丘２丁目17番地の10
破産者　奥野　景介
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部